

第一項 幹部は部の総合的な運営、統制等を計る為に必要と認めた場合、本部則に柔軟性を持たせることが出来、かつ、執行することが出来る。

第二項 幹部権を行使する場合は、幹部会の承認を得なければならない。

第 16 条 象 徴

第一項 部旗を部の象徴とする。

第 17 条 本部は昭和 44 年 11 月 1 日の体育会結成日を以って、体育会所属となり、名称は体育会剣道部となる。

第 18 条 本部則に於ける改定及び補則は幹部会で討議し総会にて全部員の 7 割以上の承認を得て決定する。

第 19 条 新入生は 10 月の幹部継承式まで禁煙とする。

昭和 43 年 9 月 1 日 施行

昭和 45 年 4 月 1 日 改訂

昭和 48 年 4 月 11 日 改訂

昭和 51 年 4 月 17 日 改訂

昭和 54 年 4 月 1 日 改訂

昭和 58 年 4 月 1 日 改訂（第 6 条第一項、第 14 条第一項、第五項）